離婚による子供の氏（戸籍）の変更手続について

未成年の子供がいる場合、離婚（届）の際に子供の親権を父母のいずれか又は両方に定めますが、これは親権を定めただけであり、これによって子供が親権を定めた父母のいずれかの戸籍に自動的に入るわけではありません（子供の戸籍に変動はありません）。

父又は母と同じ戸籍に子供を入れる（同じ氏を称する）ためには、①家庭裁判所での「子の氏変更許可申立」及び②市役所での「入籍届」の手続きが必要です。

①　家庭裁判所で 子の氏変更許可申立 をします。

※不明な点は下記の問合せ先（宮崎家庭裁判所都城支部）へ確認ください。

※共同親権の場合は、父及び母両方の承諾が必要です。

１．申立てをする家庭裁判所 ： 子の住所地の家庭裁判所
（小林市の場合は宮崎家庭裁判所都城支部）

２．手続きをする人　①子供が１５歳以上の場合 … 子供本人
②子供が１５歳未満の場合 … 親権者（父・母又は両方）

３．申立てに必要なもの ①子の戸籍謄本 及び 子が入籍しようとしている戸籍謄本 … 各１通
②収入印紙８００円（子供１人につき）
③郵送に必要な切手　※家庭裁判所では印紙・切手の販売はしません。
④申立人の印鑑

②　家庭裁判所の許可がおりたら、市役所市民課で 入籍届 をします。

※不明な点は下記の問合せ先（小林市役所市民課）へご確認ください。

１．入籍届をする人
①子供が１５歳以上の場合（民法７９１条） … 子供本人
※子供が１５歳以上の場合は、届出人の欄は子供本人が直筆署名します。
②子供が１５歳未満の場合（民法７９１条③）… 親権者（父・母）

２．入籍届に必要なもの
①家庭裁判所の許可審判書

【参考】

民法第８１８条 ：成年に達しない子は、父母の親権に服する。

民法第８１９条 ：父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない。

民法第８２０条 ：親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

民法第７９１条 ：子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができる。

民法第７９１条③ ：子が１５歳未満であるときは、その法定代理人（親権者父・親権者母）がこれに代わってすることができる。

（問い合わせ先）　宮崎家庭裁判所　都城支部　（℡　０９８６－２３－４１３１）
小林市役所市民課（直通）　（℡　０９８４－２３－１１１２）

宮崎地方裁判所　都城支部
宮崎家庭裁判所　都城支部
都城簡易裁判所

郵便番号　〒885-0075

所在地　宮崎県都城市八幡町２－３
（JR日豊本線西都城駅西側市役
所方面へ徒歩10分，車5分）

電話番号　代表（庶務課）：0986-23-4131

